

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成27年12月9日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第14号 専決処分(那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	議案第74号 番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	7
日程第6	議案第75号 番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例	7
日程第7	議案第76号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	13
日程第8	議案第77号 那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例	15
日程第9	議案第78号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算(第4号)	16
日程第10	議案第79号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について	25
日程第11	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	38
日程第12	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について	38
日程第13	諮問第3号 人権擁護委員の推薦について	38
日程第14	請願、陳情の委員会付託について	40

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本隆夫	12番 東信介

3. 会議録署名議員の氏名

9番 亀井二三男	10番 津本・光
----------	----------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長 寺本眞一	副町長 植地篤延
教育長 森 崇	消防長 江崎光洋
参事 (総務課長) 城本和男	教育次長 下 康之
総務課 国体推進室長 矢熊義人	会計管理者 田代雅伸

病院事務長 喜田 直
住民課長 玉井 弘史
観光産業課長 在 仲 靖二
水道課長 関 正行

税務課長 久葛 章功
福祉課長 大江 政典
建設課長 橋本 典幸
総務課主幹 塩地 法政

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤 善之
事務局主査 青木 徳之
事務局副主査 疋田 晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので御報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成27年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9番亀井二三男君、10番津本・光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る12月4日、委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は報告が1件、議案6件、諮問3件で、合計10件となっております。

会期は本日9日から16日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加の議件として工事変更契約2件が予定されております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月16日までの8日間に行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から12月16日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日、平成27年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御参集賜りまことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

まず、新病院の建設についてであります。新病院建設事業は9月30日に株式会社鴻池組と事業契約を締結し、現在設計の見直しに着手しているところでございます。本体工事につきましては来年9月からを予定しております。

次に、天満地区のクリーンセンターに係る協定書の件についてであります。

期限延長に対する地域振興、環境整備の施策を評議員さんに御検討いただき、区民の皆様にご理解いただきますよう進めております。前回9月議会では11月末をめどにと報告を申し上げましたが、現在協定書について最終の調整をお願いしているところでございます。区民の皆様にご理解いただき、新たに協定書を交わしていただきたいと考えております。

次に、教育委員会関係について報告します。

11月26日に第2回総合教育会議を開催いたしました。総合教育会議につきましては、平成27年4月1日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は大綱の策定に関する協議等を行うため総合教育会議を設置すると規定されており、私及び5名の教育委員により構成されております。

今回は教育委員会のことしの事業経過を報告するとともに、事務局から教育大綱素案について説明し、委員から意見をいただきました。今後は、次回の会議までに教育大綱の修正案をまとめることになっております。

災害復旧工事関係について報告いたします。

国土交通省の土石流対策砂防事業につきましては、第2堰堤及び金山谷川溪流保全工事に着手しております。

和歌山県の災害復旧事業による太田川は平成27年度末、那智川は平成28年度末を完成に向け工事が進められております。

国の補助を受けた町災害復旧事業につきましては、河川関係1件、道路関係1件を現在工事中であります。

また、和歌山県土砂災害啓発センターは、平成28年4月オープン予定で工事が進められております。

次に農林関係です。

那智駅交流センターの丹敷の湯につきましては、本年4月からボイラー等の故障により休業し、利用者の皆様には御迷惑をおかけしているところでございますが、今回12月25日より営業を再開する運びとなりました。再開に当たり入場料の割引や福引等を企画しており、町内外から多くの皆様に御利用いただきますことを心待ちにしております。これを機会に、利用者の皆様に御満足いただけますようサービスの向上にも努力してまいります。

観光関係です。

地方創生事業により、9月1日から販売いたしましたふるさと旅行券5,000組につきましては好評を得、9月中に完売の状況となったところでございます。

秋の観光動態につきましてはおおむね好調で、10月の宿泊人員については、前年対比で大幅な増となりました。紀の国わかやま国体やふるさと旅行券によるものと推測しますが、年間を通して、より多くのお客様に訪れていただきますよう魅力ある観光地づくりを目指し、観光施策の充実に努めてまいります。

次に、本議会に提案しております議件の概要について説明をいたします。

本議会に御審議をお願いいたします案件は10件であります。その内訳は、専決処分の報告1件、条例の制定2件、条例の一部改正2件、平成27年度補正予算1件、那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定1件、人権擁護委員の推薦3件となっております。

報告第14号は、消防団員の共済年金保険制度と厚生年金保険制度の一元化に伴い改正するもので、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について専決処分の承認をお願いするものであります。

議案第74号は、番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、番号法で規定されている利用範囲以外での市町村におけるマイナンバーの独自利用について、これを条例で定めるものであります。

議案第75号は、番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例について、国民健康保険及び介護保険に関する減免等の申請書においてマイナンバーの番号を記入する必要があるため、これを条例で定めるものであります。

議案第76号は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例について、町が行う納税義務者への通知等の手続においてマイナンバーの番号を付さないこととされたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第77号は、那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例について、上位法である森林法及び自然公園法の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第78号は、平成27年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ7,563万2,000円を増額し、予算総額を87億684万9,000円とするものであります。その主なものとしましては、がん検診委託、増殖場整備のための投石事業、町単独災害復旧事業などとなっております。

議案第79号は、那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について、過疎法の期限延長に伴い平成28年度から平成32年度の5年間について新しく過疎計画を定めるものであり、議会の承認

をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員の推薦について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました10件の概要であります。その詳細については担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第14号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第14号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） おはようございます。

報告第14号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の一部の規定が平成27年10月1日付で施行されたことに伴い、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例附則中第3条の一部の改正及び経過措置を定めたものです。

次のページをお願いします。

専決処分書です。

改正の内容につきましては、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例関係資料新旧対照表を配付させていただいております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第14号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第74号 番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

日程第6 議案第75号 番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第74号番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、日程第6、議案第75号番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第74号について御説明申し上げます。

番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

前回の9月議会におきましても番号利用法の関係におきまして個人情報保護条例の全部改正をお願いいたしました。今回は那智勝浦町が個人番号を利用する事務等を定める条例の制定をお願いするものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは番号利用法と呼ばれておりますが、これに基づきまして社会保障・税番号制度はマイナンバー制度と呼ばれ、住民票を有する全ての方一人一人の番号を、個人番号を付しまして社会保障、税、それから災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものであります。

今申し上げましたように、マイナンバーは行政手続に関して利用されるものでございますが、利用範囲は番号利用法に規定されました社会保障、税、災害対策の分野のみに、まず限定されています。しかしながら、その利用範囲では所得の情報など重要な個人情報も含まれることから、マイナンバーだけではなくマイナンバーを含む情報自体を特定個人情報としまして、法により厳しく制限を課しています。

これらを踏まえまして、個人情報の保護に配慮しつつ、これまで行ってきた住民の利便性や行政の効率性を継続するために必要な個人番号の利用事務について、本条例を定めるものとなっております。

めくっていただきまして、1ページに趣旨が定められております。

この条例は、番号利用法に基づく個人番号の利用及び番号利用法の第9条第2項に基づく個

人番号の利用及び法第19条の9号に基づく特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条には、条例上の用語の意義について法の規定を引用し定義をしております。

第3条には、町の責務として個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものであることとしております。

また、第4条には、個人番号の利用の範囲を規定しております。

法第9条第2項の条例で定める個人番号の利用事務について条例のこの最後のところにありますが、別表第1及び条例の別表第2に定める事務とすることを規定しております。具体的には、めくっていただきまして、別表第1をごらんいただきますと、子ども医療費支給条例、ひとり親家庭医療費支給等の事務であって規則に定めるものとなっております。

戻っていただきまして、第4条の第2項には、町の執行機関、別表の第2の左の欄にあるところなんです、町の執行機関は本条例が定める事務を処理するに当たり、庁舎内、庁内の連携によりみずから保有する特定個人情報を利用することができることを規定しております。

第3項につきましては、町の執行機関は、これは番号利用法のほうの別表第2に定められております事務を処理するに当たり、庁舎内、庁内の連携により、みずから保有する特定個人情報を利用することができるように規定されているものでございます。

また、第4項には、条例別表第2が定める事務を処理するに当たり、庁舎内、庁内の連携により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定しております。

次のページの第5条になりますけれども、第5条には、法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供について条例の別表第3のとおり行うことを規定しております。具体的には、別表第3、最後のページになりますけれども、一番最後のページを見ていただきまして、別表の第3、情報照会機関、例えばここでは教育委員会が、事務、学校保健安全法に係る医療に関する費用の援助事務を処理するに当たりまして情報提供する機関、ここでは町長になっておりますが、町長に特定個人情報、この特定個人情報は一番右になります地方税関係の情報であって規則に定めるものの提供を受けた場合に、提供を求めた場合、情報提供機関、町長が情報を提供することを規定しております。

また、特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定しております。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行する。

ただし、第4条第2項ただし書き及び第3項ただし書きの規定につきましては、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日から施行する。具体的には、平成29年7月1日でございますけれども、この日から施行するものとなっております。

議案第74号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第75号をごらんいただきます。

議案第75号番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、先ほどの番号利用法の制定に伴いまして、関係する条例、本町的那智勝浦町国民健康保険税条例、それと那智勝浦町介護保険条例につきまして所要の整備を行うものとなっております。

めくっていただきまして、第1条では、那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、資料に新旧対照表をつけております。あわせてごらんをいただきたいと思います。

国民健康保険税条例の第27条は、課税の減免について規定しているものでございますが、第2項で国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限までに氏名や住所等の事項を記載した申請書を提出しなければならないとあります。これに個人を識別するための個人番号法に規定される個人番号の事項を追加するものであります。

次の第2条では、同様に、那智勝浦町介護保険条例の一部を改正するもので、介護保険条例の第11条には保険料の徴収猶予についての規定がございしますが、第2項で徴収猶予の申請をするものは氏名や住所等の事項を記載した申請書を提出しなければならないとなっております。これに個人を識別するための個人番号の事項を追加するものでございます。

同じく第12条は保険料の減免についてでございますが、減免の申請書にこの個人番号を追加するものとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第74号及び議案第75号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 2点お伺いしたいと思います。

1つは、議案第74号のほうですが、最初の1ページ目、条例に関する条例の文書の中で第3条、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするという、この具体的な内容を教えていただきたい。どういうふうに地域の特性を考えておられるのかということです。

次に、議案第75号の分で、マイナンバーについては個人番号を3年間は使用しなくてもというふうに私は聞いておりますが、この文言を見ますと、傍線のところで「規定する個人番号をいう」ということで、個人番号として明確に書かれておりますが、住所だけというのはだめなんでしょうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、1点目でございますけども、第3条の自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものであることとしております。

この文言につきましては、地方分権のことから地域に、まず地域のほうでというふうな考え
方から記述されているものかと思っております。地域の特性に応じた施策を実施すること、こ
れにつきましては、地方公共団体ということで地域の特殊性のある施策ということを念頭に置
かれていますと思います。ただ、マイナンバーのこの制度につきましては、大半は法に基づきま
して制度の整備を行っております。ただ、まだ未定のところがですね、これから開始するマイ
ナンバー制度ということで、現在細かなところまで、詳細まで決まっております。その紛失
の際の手續につきましても、各市町村によってその手續の方法に若干の差異が出てくるんじ
ゃないかというふうなことも聞いております。それ以外の点につきましては、国で定められた法
律で整備を行っております。

それと、議案第75号でありますけども、今回、今までは個人の氏名と住所ということで個人
が限定されるということで、この減免申請等につきましてはこの2点を書きなさいというこ
とであったんですけども、今回この個人番号の利用法が施行されるに当たりまして、那智勝浦町
でもこれを利用することに当たりまして個人がわかる、同一の個人であるということがわかる
個人番号の制度を追加するものであります。これにつきましては、法に基づきまして本町の条
例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 条例の制定をするわけで、そこで言うときに、やっぱり地域の特性があ
るんであればきちんと、うちの地域の特性はこうなんだと、だからこうしますというのが、私
は筋であろうと思うんですが、なぜかといいますと、先ほども言いましたが、この条例につい
ては3年間マイナンバーについては別に使用しなくても構わないということがきちんと明記を
されていると思います。したがって、そのことをきちんと皆さんに話をした上でということ
をお願いをしたかったんですが、そういうことがされてませんので、これはまた一般質問のとき
にやりたいと思います。

それから、もう一度お聞きしますが、まだこの番号通知ですね、通知カード、これまだ完全
に各家庭には届いておりませんよね。そのときに、住所だけでもいいということですね。ここ
をはっきりしておいてください。そうじゃないと、不安がる方がたくさんおられますので。住
所だけでも大丈夫ですよ。ここで番号ということが明記されてますが、そのところをちょ
っとはっきりさせておいていただきたい。その2点ですが。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 地域の独自性ということでございますけども、大半の部分に
つきましてはこの番号利用法に基づきまして制度整備を行っているところでございます。そし
てまた、町民の皆さんには、スムーズに事務処理ができますように心がけてまいりたいと思っ
ております。

それと、先ほどの減免の関係の個人番号の記載の関係でございますけども、まだ本町につき
ましては11月22日から各家庭に順次配られておりますけども、簡易書留で送られておりますけ

ども、まだ受け取られて、手元にない方もございます。その方につきましては、当然でございますけど、通知がまだなされておられませんので記載はできないと思いますけども、今回の条例につきましても、平成28年1月1日から施行するというので、それ以降、通知があつて番号がわかる方については当然書いていただくように、こちらをお願いをしていきますけども、今の段階で着いてない場合には実質上書けないということは、もうこれはいたし方ないことだと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、その地域の特殊性はね、やっぱり例えば高齢者の方が多い、また若者世帯が多いとか、いろんなそういうような地域の特殊性というか、そういうことが加味された上での、僕は一つは必要だと思うんです。そういうことが、何もないような中で、とにかく条例だからスムーズに通せ、これは僕自身は納得いきません。

それで、まだ配布されてない方も現実におられる中で、28年1月1日から実施するとなれば、これ聞いた人は、やはり不安がるのは当然じゃないでしょうか。慌ててマイナンバーがない、どうしようということで、現実各地でトラブルが起こっていて、だから、そこらのところは時期的に、もうちょっと配慮する文言ができないのか。これが今ここで28年1月1日から実施するという方向で決めなければならないものなのか、その点をちょっとお伺いしたいです。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 28年1月1日からの施行を決めなければならないのかということでございますが、番号利用法の利用のほうは28年1月から開始されます。それに伴いまして、町におきましてもそれに必要な条例改正は行っていかなければなりません。これにつきましては、それに伴います町の関係条例がどの部分で番号利用法と連携しているか、つながっているかというところをこちらのほうで調査をいたしまして、この部分に関して改正しなければならないということで、この改正をお願いしております。

当然番号、今の段階で着いてないわけですから、そういう問い合わせもありますけども、今の段階で番号がわかってない場合には、当然記載できないと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） マイナンバー制度についての条例についての反対討論を行います。

厳重にこのマイナンバーですが、管理が必要な個人のプライバシー、この扱う仕組みでありながら、番号通知カード、この郵送段階で既に事故や自治体でのミス、始動した途端にトラブルが続いており、国民の不安は募るばかりです。

また、自分の番号を受け取ることすらできない人が多発している可能性もあり、通知カードの未配達、これも相当数に上っていると聞きます。実際私も受け取っておりません。また、一つの番号で国民の一人一人の個人情報、これを結びつけて活用する制度は個人情報が容易に名寄せをされたり、集積されたりすることで、一たびこれが流出しますと、そして悪用されれば大変なことになります。大きなプライバシー侵害や成り済まし、そういったことが、犯罪の危険性が高まってきます。そういう意味でそれに関連する犯罪が発生してくるわけですから、今多くの方が不安を持っているのは事実です。

その中で、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、このマイナンバー制度は違憲であるということで差しとめを求める訴訟が全国的に起こっています。したがって、このマイナンバー制度は今の時点で凍結または中止することこそ、私たち町民の利益を守る立場であるということに立って、今出されている、提出されている条例等に対しては、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほども言いましたように、この原案はいろんな面でマイナンバーを全

で含んでいくという内容になっておりますので、先ほどの私の反対討論と同じで、これについても反対をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第76号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第76号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第76号につきまして御説明申し上げます。

議案第76号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴いまして、平成27年3月31日に改正を行った那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

今回の改正の資料といたしまして、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。説明はそちらのほうの関係資料のほうで御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

関係資料をお願いいたします。1枚物の資料となっております。そちらのほうをお願いいたします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。線で囲んだ枠内をお願いいたします。

改正規定中、1行目の第2条第3号及び第4号の改正規定の削除規定は、地方税当局が納税義務者等に対して行う納付納入通知等の手続には、原則として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の個人番号または法人番号を付さないこととされたことから、平成27年3月31日に改正を行った那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の規定中、第2条第3号の納付書への法人番号の記載及び第4号の納入書への法人番号の記載の規定について削除するものでございます。

以下の改正規定は、第2条第3号及び第4号の改正規定削除に伴いまして、第36条の2第8項の新たに町内に事務所、事業所及び寮等を有することとなった法人の申告、第63条の2第1項第1号の区分所有に係る家屋の割合の補正の方法の申し出、第89条第2項第2号の軽自動車税の減免の申請、第139条の3第2項第1号の特別土地保有税の減免の申告、第149条第1号の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について、平成27年3月31日に改正を行った那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の規定中、法人が申告、申請、申し出の手続に記載する法人番号の根拠法令である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項の字句等を追加し、規定の整備を行うものです。

なお、この条例の施行日は公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論ですね。

反対の討論ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 反対討論をいたします。

理由は先ほどのとおりでございます。ナンバー法に関する法律の整備については、今の段階ですべきではないと考えております。

以上で反対とします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第77号 那智勝浦町歴史的景観保全条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第77号那智勝浦町歴史的景観保全条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 議案第77号につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町歴史的景観保全条例の一部を改正する条例。

今回の一部改正は、森林法及び自然公園法の一部改正に関連し、第7条の字句を修正するものでございます。

那智勝浦町歴史的景観保全条例は、紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録されるに当たり景観保全を目的に制定されたものでございます。景観保全地区内での建築物の新築や木竹の伐採等の行為を行う場合は、第5条で町長の許可を得なければならないとしております。また、国、県等が行為を行う場合は、第6条であらかじめ町長と協議しなければならないとしております。

今回改正をお願いしております第7条は、法律等の上位法で行為の許可を受けた場合の条例の適用除外を規定しております。

条例改正の内容でございますが、条例第7条第4号中「森林施業計画を森林経営計画に改め」としてしておりますのは、森林法の改正による字句の修正でございます。

続いて、同条第7号中「第24条を第22条に改める」としてしておりますのは、自然公園法の改正による字句の修正でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第78号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第78号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第78号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,563万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億684万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款20の諸収入まで、歳入合計で補正前の額86億3,121万7,000円、補正額は7,563万2,000円、計87億684万9,000円となっております。

下、3ページをお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から、次のページ、4ページの款10の災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次のページ、6ページの歳出について、それぞれ7,563万2,000円の増額をお願いしてございます。6ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が1,831万5,000円、その他が913万5,000円、一般財源は4,818万2,000円となっております。

下の7ページをお願いします。



2番歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては補正額4,818万2,000円を増額し、計は28億4,547万8,000円となっております。

8ページをお願いします。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金につきましては補正額45万8,000円を追加し、計は4,371万円となっております。これにつきましては、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月17日に参議院で可決され成立いたしております。来年夏の参議院議員選挙から適用されることとなります。これに対応するための選挙システムの改修に係る国の補助金を受け入れるものでございます。

10ページをお願いします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、節13委託料182万6,000円は、先ほど歳入で説明をいたしました選挙権年齢の変更に係る選挙システムの改修委託となっております。歳入で御説明をいたしました補助金45万8,000円が充当されております。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節14社会福祉施設等津波対策事業補助金5万7,000円の増額につきましては、宇久井学童保育所しらぎくに備えつける災害用ライフジャケット購入に係る県の補助金で補助率2分の1、補助限度額1着当たり2,500円でございます。児童用として20着、指導員用として3着、計23着の購入でございます。詳細につきましては歳出で御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節11需用費16万3,000円の増額につきましては、県の社会福祉施設等津波対策事業補助金を活用して宇久井学童保育所しらぎくにライフジャケット23着の備えつけをお願いするものでございます。内訳につきましては、児童用20着及び指導員用3着でございます。それぞれの単価につきましては、児童用が1着7,000円、指導員用が7,500円を予定しております。社会福祉施設等津波対策事業補助金につきましては、和歌山県では津波等災害対策を推進し、一人でも多く津波から逃げ切ることができるよう、平成24、25年度に当該補助事業を実施いたしました。県内の54施設からの申請でライフジャケット等が配備され、平成25年度に事業は終えておりました。今回、平成26年10月に東海・東南海・南海三連動地震及び南海トラフ巨大地震による被害想定が公表されたことに伴い、平成26年11月に和歌山県が実施したアンケート調査の結果、ライフジャケット等を希望する施設が

多数あったことから、平成27年度に限り再度当該事業を実施することになりました。補助対象者につきましては、日高郡以南の沿岸部の市町の区域内であって県が作成する津波浸水予測図の浸水予測区域に所在する社会福祉施設及び老人保健施設等の設置者となっております。前回の平成24年度、25年度の事業実施時におきまして、学童しらぎくの設置場所につきましては宇久井出張所の2階であったことから地域対象外となっております。今回平成25年7月に学童しらぎくが移転し、この移転先が平成26年10月に公表された被害想定における津波浸水予測区域内であることから、当該事業活用によるライフジャケットの配備をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康増進費、節13委託料412万9,000円の増額につきましては、前年度と比較いたしまして、説明欄記載の各種がん検診の受診率の向上に伴うものでございます。検診受診率向上の主な要因といたしましては、ことしテレビ等を通じて芸能人のがん闘病記録等が流されたことから、国民の注目を集め全国的に受診率が向上したものでございます。本町におきましても、対前年約1.5倍の増となっております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3産地水産業強化支援事業費分担金875万円につきましては、増殖場整備事業の4分の1を受益者負担として各漁協から受け入れるものでございます。

8ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8農林水産業費国庫補助金、節1産地水産業強化支援事業費補助金1,750万円につきましては、増殖場整備事業費の2分の1を受け入れるものでございます。

次の款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節8農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金30万円につきましては、狩猟免許等の取得支援事業費の10分の10を受け入れるものでございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の30万円につきましては、本年度狩猟免許を取得し狩猟登録を行った方で、有害捕獲に協力する誓約をした人12名に対して取得費用の補助を行うものでございます。狩猟登録が11月であるため今回補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の74万円につきましては、勝浦漁協の市場に鳥よけネットを設置する事業費222万円の3分の1を補助するものでございます。

観光産業課関係資料をごらんください。

市場の第1売り場の開口部分を資料の③の写真のようにネットを設置する予定でございます。資料の1枚めくっていただきまして、2枚目の図はネットの設置箇所でございます。赤で囲んだ部分にネットを設置いたしまして、第1売り場を囲むような形を予定してございます。

議案書に戻っていただきまして、次の目3産地水産業強化支援事業費の補正額3,500万円につきましては、増殖場の整備事業でございます。宇久井フェリーターミナルと那智漁港に置いてございます平成23年台風12号の災害復旧で出た石を投石をいたしまして漁場を整備するものでございます。岩質調査業務委託100万円と増殖場整備工事3,400万円をお願いするものでございまして、国の補正予算に係る補助申請にあわせて今回補正をお願いするものでございます。

次に、款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の200万円につきましては、町観光協会に対する補助金で、まぐろ祭りの運営費を補助するものでございます。当初予算におきましては観光協会のほうから予算要求が、まぐろ祭りについての予算要求はございませんで、課といたしましても長年続いておりますまぐろ祭りの開催につきまして調整を行ったと聞いてございますが、調整がつかず、当初では計上されておりました。今回、関係団体と調整した結果、例年どおりの実施が決まりましたので補正をお願いするものでございます。

目2観光振興費、節13委託料の8万6,000円につきましては、那智高原公園公衆トイレの清掃管理業務委託を小阪区に委託するものでございます。1カ月2万5,500円をお願いする予定で、補正額につきましては12月の11日間と1月から3月までの予算をお願いするものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額23万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費でございます。説明欄記載の消耗品費10万円につきましては、作業員の草刈り等の消耗品でございます。燃料費13万円につきましては、大谷残土処理場の計量器を作動する発動発電機の燃料でございます。現在電気が通じていませんので、関西電力にお申し電柱設置を進めていただいております。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額173万3,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分19負担金、補助及び交付金でございます。説明欄記載の街路灯維持管理補助金153万3,000円につきましては、街路灯補助金の各区からの申請

がLEDに切りかえの関係で申請数が増加したためでございます。町道補修補助金20万円につきましては、色川地区におきまして町道の通行支障になる大型樹木伐採を地元区にお願いするものでございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額100万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の神明5号線側溝改修工事でございます。勝浦小学校への通学路であります神明5号線の側溝のふたのすき間に児童が足を突っ込む事例があり、通学路の安全を確保するための側溝改修でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額2,500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。振ヶ瀬川、井谷川、井谷1号線等の災害復旧工事、河川災害復旧工事及び道路災害復旧工事の補助対象に採択されない単独工事費分でございます。町管理の河川災害復旧工事は、那智川のように河川全体を連続して復旧する工事ではなく、被災を受けた部分だけが補助対象の工事となります。今回は補助対象以外の単独工事でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 消防関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入です。

2段目の表、款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入、簡易防火水槽の移転補償金として32万8,000円を和歌山県から受け入れるものです。これは太田地区の中里地内を通る県道長井古座線の道路改修工事に伴い、消防本部が設置している簡易防火水槽を移設するための費用です。

14ページをお願いします。

歳出です。

一番上の表、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等、超勤手当について190万円の増額補正をお願いするものです。超勤手当につきましては、例年同額で予算計上しており、火災件数や救急件数等の増減に合わせてこの時期に補正で修正しております。増額補正が必要となった主な要因は、ことしの9月22日が敬老の日と秋分の日に挟まれて休日となったため、隔日勤務者すなわち24時間勤務する職員に支払う休日勤務手当の支払い対象日が1日ふえたこと、台風等の警戒件数が例年より多く非常招集した職員が多くなったこと、火災件数は4件と少ないながら、住宅の火災が3件あり非常招集した職員が多くなったこと、救急活動については、出動件数は例年並みですが、深夜帯の件数が多くなったこと、以上の4点です。

続きまして、2行目、目3消防施設費、節区分15工事請負費32万8,000円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、中里地内の簡易防火水槽を移設するための工事費です。

消防関係は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段に記載の款17寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、節1学校図書購入寄附金、補正額5万7,000円につきましては、10月25日に新宮青年会議所が開催したグリーンピアこども体験博での売り上げの一部を本町の子供たちの教育に役立ててほしいとの趣旨で寄附の申し出があり、新宮青年会議所から受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段に記載の款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節18備品購入費、補正額5万7,000円につきましては、歳入で説明いたしました新宮青年会議所からの寄附金を小学校図書館の図書購入に活用するものでございます。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 事務局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君） 議会費について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬114万円につきましては、議員改選に伴い議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により、第2条では、その職についた当月分から支給する。また、第3条では、その職を離れたときにその当月分までの議員報酬を支給とされており、議長交代差額、副議長の交代分、新議員の4名分の報酬となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時47分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 2点質問いたします。

12ページの産地水産業強化支援事業費なんですけども、各漁協からの分担金も受け入れてということなんで、これは1カ所でどかっつやるんじゃなくて、各漁協のそれぞれの場所でこの投石をやるということなのかということと、同じページの町観光協会の200万円で、これがま

ぐる祭りのことだと思うんですけども、今回復活になるということなんですけど、当初のやめるといふ、そのときにどういう理由で一旦今回は休むというんですかね、そういうふうになった、その最初の理由を知りたいんで、その2点、説明をお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

産地水産業強化支援事業費についてでございますが、こちら宇久井と那智、それから勝浦、この3カ所の漁協から受け入れを予定してございまして、投石箇所についてもこの3カ所の漁協で行う予定でございます。振り分けについては、現在まだ決まっておりませんで、今から検討していく予定でございます。

それから、観光協会補助金、まぐる祭りについてでございますが、当初予算の時点では、協会のほうは21回を来て見直しの時期であるということでお休みにするというようなことで私のほうは聞いてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の投石のほうはわかりましたけども、まぐる祭りについては、何回もかなり継続してやってきたから休むというんでは、休む理由にならないと。もう少し具体的に、こういうところが障害になる、もしくは、ある団体がちょっとこういう理由でできないとか、何かあって中止にならないと、これだけの伝統のある行事がなくなるということは考えられないんで、もう少し具体的にね、踏み込んだ説明をしてほしいんですがね。そうしないと、今回この復活になったという、その説明にもならないと思うんで、もう少し具体的にこういうことでと、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

基本的には観光協会のほうへ委託して各協力団体のほうで、皆さんで実行委員会を開いていただいでやってるまぐる祭りということでございまして、当初予算のほうで観光協会のほうから予算要求、うちのほうへ補助金の予算要求ですね、なかったということで聞いてまして、どうしたのかということで、先ほども言いましたように、見直しの時期で協会のほうといたしましてはまぐる祭りから港全体の祭りというふうなお考えでございまして、そういうふうな移行をしたい、そういった中で時間、お休みさせていただいて時間を見たいということであったんですけども、当課といたしましても、まあ私が行ったときにそういう話だったので、まぐる祭り21回、今度22回目なんですけども、これで終わらせるわけにはいかないということで、ほかの実行委員会の団体と協議いたしまして、ちょっと時間がかかったんですけども、どうにか実施のほうにこぎつけた次第でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 2点ほどお聞きします。

12ページの観光振興費で那智高原公園公衆トイレの清掃管理委託なんですけど、2万5,500円でしたっけ、一月、掛ける12カ月で。これ小阪区へ委託するというので。これ公園のトイレでほかの区へ委託されてんのも、これ同等の金額なんかというのと、もう一点は、14ページの災害復旧費の中の、これ町単の災害復旧はいつまで続くかなあと思うて、この水害の後の。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

公衆トイレの関係なんですけども、ほかの区へ委託しているということなんですけど、朝日区なり下里天満区なり委託してございますが、こちらの形態といいますか、委託している形態がちょっと違ってまして、朝日区ですと年額7万2,000円、下里天満ですと年額21万1,200円となっております。

那智高原の場合、1カ月2万5,500円と、これ毎日1回1時間の計算で算出させてもらっておりまして、この金額ではじいてございます。朝日区なり下里天満なりの関係は1日1,600円で、毎日というような計算ではなっておりませんで、年間で100日程度の計算でやらせていただいております。那智高原の場合は観光客さんがハイキングするというので、また人目につきにくいところでもありますし、毎日行っていただいて汚れていないかというのを点検等含めまして1時間、毎日行ってもらおうということでこの金額で算出させていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の災害復旧工事はいつまで続くのかという御質問なんですけども、補助対象の最終年度が今年度になっておりますので、単費の費用につきましても今年度ということでございまして、今回の補正が最後でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 12ページのこの観光協会の補助金について、ちょっとお尋ねします。

まぐろ祭りのために200万円ということなんですけども、どれぐらい費用がかかるのかですね。26年度の決算はどれぐらい出てたんか、どれぐらいかかったんか、その費用ですね。

そして、町長にお尋ねするんですけどね、その当初の予算査定時に、このまぐろ祭りが削られていたと。そうした中で、あなた自身どのように予算査定したのか、これは必要ないわというようなことで予算査定したのか、どういう考えでそのときは対応されたのか、その点をお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

26年度のまぐろ祭りの決算でございますが、決算額総額で169万5,254円、それで決算の結果、精算で返していただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

先ほど観光産業課長よりその理由について申し述べたとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） まぐろ祭りの費用については、とりあえずこの200万円という予算を上げておりますけども、その実際に実施した後、かかった費用の残り分については返済してもらうということによろしいんですね。

それと町長、課長が答えたとおりのことなんですけども、21回もやって、21回やってるんですね、今度22回で、先ほど説明してくれた、課長から。毎年新聞にも多く取り上げられて、あれだけ盛大にやってるまぐろ祭りなんですけども、それが、ただそういうことだけで、そうか、そしたら今回削ってこかど、もう要らんねというような考えで対応されたんでしょうかね。その点お答え願います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 実施団体についてはそういうような意向ということだったんで、その辺については考慮して決めさせていただきました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら今度、200万円復活してくれと言うてきて、はい、そうですかということで簡単に認められたんでしょうかね。そういう、まあいろいろこれまでのやってきた中であれだけの町外の人からも呼ばれているような、大勢来てくださるようなまぐろ祭りなんですけども、それが当初、もうこれは必要ないやろというような、簡単な、観光協会から言うだけのことで削って、ほんで今回また、いろんなその声があったんか知りませんが、もう一回ことし復活してくれと、そういうことで、ちょっともう少し慎重な対応ですね、その観光協会とのいろんな連携といいますか、連絡といいますか、やはりそういう点をもっと密にしてもらわんと、こういう大きな事業を、もう要りません、さあ今度は必要ですからまたしてくださいと、補正してくださいと、そういうように簡単に出されてくるということがちょっと不思議でならんのですよ。ですから、もっと協会ともやはり、その協会に委託している趣旨というのを十分に理解してもらって今後対応してほしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 担当課のほうで十分検討するように指示をしておきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第79号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第79号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により議会の議決を求めることとなっております。

那智勝浦町過疎地域自立促進計画につきましては、法律の規定に基づき、過疎地域において市町村が公共的施設を整備しようとする場合に当該市町村の議会の議決を経て、当該過疎地域に係る総合的な整備に関する財政上の計画を定め、都道府県知事と協議、県を通じ総務大臣に提出することにより過疎対策事業債、過疎債をもってこの事業の財源とすることができることから策定するものでございます。このことから、計画の策定について議会の議決をお願いするものとなっております。前回も5年前には平成22年9月議会におきまして、平成22年から27年度分の計画について議会の議決をいただいております。

めくっていただきまして、その表紙の次に目次がございます。

1、基本的な事項を書かせていただいております、2以降、産業の振興、交通通信体系の整備等、それぞれの項目に現況と問題点、その対策、計画等でそれぞれまとめられております。

それでは、計画の概要につきまして、お配りしております資料のほうで説明をさせていただきます。

議案第79号関係資料でございます。計画の要点をこちらにまとめてございます。

まず第1に、過疎地域の指定について。

過疎地域自立促進特別措置法の改正、これは平成22年4月1日施行、平成28年3月31日までの時限立法となっております。これによりまして本町は同法第2条の規定に基づきまして過疎地域となっております。

その下に、那智勝浦町が該当する要件を記載しております。

(1)人口の要件でございますけれども、昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率が28%以上であること。本町につきましては29.4%。かつ高齢者比率、65歳以上ですが29%以上であること。本町は30.7%。また、若年者の比率ですが、15歳から30歳が14%以下である。本町につきましては11.2%でございます。それと、人口要件がもう一つございます。昭和55年から平成17年の人口減少率が17%以上である。本町は21%となっております。

要件の(2)財政力要件ですが、平成18年度から平成20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下である。本町は0.406でございます。

平成22年4月の過疎法改正に伴い追加された、以上の要件によりまして本町は過疎地域となっております。県内におきましては16市町村が過疎地域となっております。

次に、2といたしまして、これまでの過疎対策事業の成果についてです。

平成22年から26年度まで実施いたしました主な過疎対策事業について記載をしております。

本町で実施いたしました主なハード事業といたしまして、過疎の借り入れの多い分でございますけれども、5行目の消防ポンプ自動車購入事業、うち過疎債の借り入れにつきましては一番右になりますが1億700万円ほど、那智中学校校舎棟不適合改築事業につきましては6億3,200万円、南紀園改築事業につきましては3億700万円、下里保育所施設整備事業につきましては2億600万円ほど過疎債の借り入れをしております。次のページをお願いいたします。そのほか、簡易水道統合整備事業につきましては1億1,700万円、新病院建設事業、途中になりますが2億8,200万円などがございます。その下に、ソフト事業にも活用をさせていただいております。

次に、過疎法の期限延長についてでございますけれども、平成23年3月の東日本大震災の発生によりまして過疎対策事業の遅延が想定されることから過疎法が再改正され、平成33年3月31日まで時限立法で有効期限が5年間延長されております。このためこの新たな期間によりまして新しい那智勝浦町過疎地域自立促進計画、過疎計画を策定をいたしております。この計画期間は平成28年から32年度までの5年間となっております。

次の4、過疎計画の策定について。

過疎法の第6条には、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定めることができるとされております。

過疎地域自立促進計画の策定は、過疎地域市町村の義務規定ではございませんが、過疎対策事業債、過疎債の起債借り入れにつきましては過疎計画が策定されており、かつ過疎計画に当該事業が盛り込まれていることが条件となります。

①過疎債充当率は100%。括弧内、企業会計の対象となる施設につきましても50%です。

それと、②として、元利償還金に対する交付税の措置につきましては、元利償還金の70%に

相当する額を地方交付税への基準財政需要額に算入されます。

右のページです。このように過疎債はほかの起債と比較して非常に財政的優遇措置の大きい起債であるため、今後のまちづくりを展開していく上で必要不可欠な財源であると言えます。平成28年度以降も過疎債を有効に活用して過疎計画を作成することとします。ただし、過疎計画に掲載されている全ての事業が対象となるものではございませんし、また、全ての事業を行うというものでもございません。あくまでも過疎債の借り入れのための財政上の計画ということで御理解をしていただきたいと思います。

計画に定める事項といたしまして、過疎法第6条の第2項に規定する以下の事項について計画を定めることとされております。先ほどの目次の項目に当たるところです。

(1)として、地域の自立促進の基本的方針に関する事項。基本的な事項です。町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、それと地域の自立促進の基本方針、計画期間等がここで上げられております。それから、2以降の項目、産業の振興からありましたけども、これが農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項となっております。3番目の項目として、交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項。4といたしまして、生活環境の整備に関する事項。5といたしまして、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項。6といたしまして、医療の確保に関する事項。7といたしまして、教育の振興に関する事項。8として、地域文化の振興等に関する事項。そして9番目に集落の整備に関する事項となっております。

その下に過疎法第6条第4項において、上記の、ただいまの2から9までの事項につきましては、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこととされており、本町につきましては27年10月22日に事前協議、10月29日に和歌山県知事宛て正式協議を行いまして、平成27年11月13日付で県知事よりこの内容で異議のない旨の回答をいただいております。

この計画の変更につきましては、事業の追加、中止、大幅な事業量の増減等、計画全体に及ぼす影響が大きいものにつきましては議会の議決を含めた手続が必要となっております。前回9月議会でもございました過疎計画の変更につきましては、この議会の議決をいただいているのは、これに基づくものでございます。

続きまして、計画されております事業の内容について簡単に説明をさせていただきます。

事業につきましては、次のページですね、ハード事業、ソフト事業に分かれてございます。

まず、ハード事業のほうですけども、この表は左から自立促進施策の区分、それと事業名、事業内容、実施主体の順に記載をしております。

区分1の先ほどの産業の振興でございますけども、(1)として、基盤整備、農業では小規模土地改良事業、(3)経営近代化施設、水産業では勝浦漁港冷凍保管施設建設事業、(8)観光またはレクリエーションでは、円満地公園改修事業等が上げられております。

区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進では、(1)として、市町村道、道路、橋梁、その他で、それぞれ道路新設改良事業費等を計画しております。(6)電気通信施設等情報化のための施設では、防災行政無線施設子局の取りかえ等を上げております。

区分3の生活環境の整備でございますが、(1)水道施設、上水道、簡易水道では、簡易水道統合整備事業を上げております。(2)では、下水道施設その他、(3)では、廃棄物処理施設、ごみ処理施設で熱回収施設整備事業を上げております。(5)の消防施設では、救助工作車兼用タンク車購入事業、それから(8)その他では、津波避難困難地域対策事業と、それぞれ事業を上げております。

区分4の医療の確保でございますが、(1)で診療施設、病院では、新町立病院建設事業、医療機械備品購入事業を計画しております。

区分6の教育の振興でございますが、(1)の学校教育関連施設では、校舎等屋内運動場、プール改修、スクールバスを、(3)の集会施設、体育施設、公民館では、天満公民館建設事業を計画しております。

区分7の地域文化の振興等でございますけれども、(1)地域文化振興施設等で道の駅「なち」の改修、(3)その他では、世界遺産熊野参詣道大門坂測量・整備事業、それから懸泉堂改修事業を計画の中に入れてございます。

ソフト事業につきましては、前回の計画とほぼ同じ事業となっておりますが、産業の振興と、それから教育振興で事業内容がふえてございます。

事業の内容については以上でございますが、次のページに、最後のページに過疎債の計画を集計してございます。5年間の計画でございますが、平成28年から32年まで記載しております。合計といたしまして、一番下のところになりますが、ハード事業、ソフト事業合計、その合計欄の事業費総額では125億5,983万9,000円、中ごろの財源内訳で、地方債につきましては91億6,190万円、そのうち過疎債は右のほうの枠囲みのところになりますが、54億7,420万円の計画となっております。これはしかしあくまでも起債借り入れのための計画でございますが、可能性のあるものについて計画を入れておまして、全てをこのとおり実施するというものではございません。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ひとつ御質問いたします。

今、総務課長説明したような事業と、過疎債の有利な活用等が上げられております。しかしながら、これも過疎債、また返還するものであつてこようかと思ひます。

以前町長が議員時代、新宮市、太地町との合併問題の中でも議論されました中で、合併特例債というのがありましたよね。あれも3割の返還が、あれ恐らく30年ぐらゐの事業だと思ひますが、その合併がなくなった理由の一つに、そういった、たとえ30%の補助でも長年借りておつたら大きな負債になつてくる。そういうものでやることはおかしいという意見が出された中であつたと記憶しております。

また、今回過疎債があつたからいろんな事業ができてゐるのも確かですけども、今後このような形の中で、今現在総務課から提出されている財政シミュレーションを見ましても、平成

40年以降には、ほぼ非常に苦しいところであるということがあります中で、こういった計画の中で、今総務課長言われたように全額するとは限らんということはあるんですけど、極力やれるものは、まあやりたいものは、町民が求めるものはやむを得ずと思いますが、何もかもやってしまうと、やっていきたいということのないように、十分この件について精査した上で実施していただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過疎計画の策定につきまして、今後の財政運営について慎重にという御意見でございます。

議員おっしゃられることはよくわかっております。財政当局としましても有利な起債を活用して那智勝浦町の将来のためにということで事業を計画してまいりますけども、当然返済が回ってまいります。その返済分につきましては、町長もいつも申し上げておりますが、基金のほうへ積み立てをして計画的な財政運営に努めてまいりたいと思います。

そしてまた、先ほども何度も申し上げておりますが、これにつきましては財政上の計画でございますが、これについてやるというものではございません。ただ、シミュレーションとの連動を図りながらやってまいりますので、財政運営は気をつけてやってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今総務課長の答弁のとおりだと思いますが、今、目に見えているものとしても、新病院から始まってクリーンセンター、いろいろなものが出てきます。今積立金、基金がある中でも、もう既に何年かしたらまた取り崩すというような立場であります。

この中で、町長はこれをやっていくに当たり、どのような考え方で、まあ以前にも事業要望等があったときに補助金を探してくる、補助金の多いものを探してくるというような答弁をされていたと思うんですけど、今後の町の執行部の長として、この那智勝浦町の財政状況を踏まえた中でどのように進めていくか、お聞かせ願いたい。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

議員も職員でわかったあると思うんですけども、事業していく中では基本的に補助金、それ裏の補助裏としての過疎の適用とか、いろいろな面を活用していくと。太田の中学校改修ではありませんけれども、あるときにはそういう部分についてもアンテナを張ってということ常々職員にも言って、補助金の対象というようなものを十分考慮するよというて常々言っているところで、運営上、そういう意味では過疎債も活用、補助金も活用しながらということは常々財政運営上の基本でございますので、十分気をつけてやっていきたいと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 町長おっしゃいましたように過疎債の借入れは重点的にそういうようなものがありますけども、特に今町長が言われましたように、十分補助事業、補助という、100%補助という、そういった事業を求めて十分目を光らせながらそういう対策、それを抜け

て過疎債に走るんやなしに、補助事業を先に、まずこんだけの補助があるという事業を探した中で進めていっていただきたい。

今町長言われたように、やっぱり何もかも過疎債、債務でするんではなしに、やっぱり100%補助事業がたくさんあるかと思えます。それらを踏まえた中でやって、執行していただきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 事業を進める際には議員御指摘をいただきました、まず補助金ということで、補助金をまず探しながら事業を適正に進めてまいりたいと思えます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） これを読ませて、全部、いただきましたが、これいろんな疑義が結構ありますね。そやから、これが出されるときにこの過疎事業を進めていく大きな財政計画も含まれている。この内容で総務委員会とかにひとつ出されないのか、その上での検討がされないのか、これ1つです。

いつまでにこれ提出しないと、過疎債への対応はできないのか、これ2点目、お願いしたいと思えます。

年度によって、これ以外で新たに追加するというのも可能、そういうことは可能なのかという、なぜかといいますと、私これ見ても計画の中で大事な部分というのがちょっと抜けている部分がありますんで気になります。そういった部分については随時提案をしていきたいなどは思いますが、それについて、3点お聞きしたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過疎計画は、これは財政シミュレーション、財政といいますか、財政的なものが大きく影響してまいりますので、その点について総務委員会のほうへ報告しなくていいのかということでございますけども、財政シミュレーション、財政見通しにつきましては、これとほぼ同様の内容のシミュレーションを以前に総務委員会のほうにも、議員さんにも説明をさせていただいたとおりでございます。それにのっとりまして、さらに今後の5年間をこの内容で、まあ、ただこれは過疎計画といいまして、過疎債の借入れのための財政上の計画でございますけども、一応シミュレーションに沿ったような形でさせていただいております。財政見通しについては総務委員会のほうには以前に報告させていただいております。

それとまた、いつまでに出さなければならないのかということでございますけども、これはもう来年度から始まるこの過疎の事業でございます、その日程は県にも正式協議を行いながら今現在進めているところでございます。今回議会の議決をいただきまして正式に発足させていきたいと考えてございます。

そしてまた3点目、追加、修正はできるのか、大事なこともこれからあるんじゃないかというふうなことでございますけど、これにつきましては、議員さん御指摘のとおり、9月議会でもこの過疎計画の改正をさせていただきましたけども、必要なものについてはこの計画の中に

さらに盛り込んだり、削除すること、修正することは可能でございますので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今ね、そのシミュレーションに基づいて出させていただきましたというふうに言われましたが、ここまで詳しくはないですよ。実際に当たるに当たって、こういう文書を出されるのであれば、やはりきちんと議会なりに提示して、予算を伴っていきますからね、やっぱりきちんと提示をして、そして一定の方向性を出しながら議論を得て出していくほうがいいんじゃないかなというふうには思うんです。

といいますのも、今回いろんなことを見てましても、委員会できちんと提示をされずに進められていることがちょっと余りにも多過ぎるなという、色川小中学校の建設の問題にしても、いろいろ感じる部分がありますので、こういったこと、やっぱり僕は基本的にはきちんと委員会に提示をして、そして審議を願ひながら進めていくのが一番ベストなやり方じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この計画につきましては、議会の議決が必要でございます。議員さんの御理解がなければこの計画は前へは進みません。

この計画につきましては、以前にも作成をされておまして、これとほぼ同様な内容のものが議員さんにも御承知いただいているものと考えてございます。そして、これに新たな年度の5年間をつけ加えた、時限立法でありまして、また5年間延長されますので、今後新たな事業が、今回追加されておますのと今の現状、どれだけ過疎債を活用してやってきたか、これからどうやってやっていくのか、5年間先をどうやってやっていくのかということをお前回計画の中に盛り込ませていただいております。

以前の計画もそのまま残っている分、未執行の分もありますし、残ってる分もでございます。新たに追加されたものといいますと、このハード事業の一覧表を見enいただきますと、勝浦漁港の冷凍保管施設の建設事業、これにつきましては、議員さんおっしゃられたように、まず補助金を探しに行くことになると思うんですけども、もしなかった場合等につきましては、この過疎の活用ということも考えられますので事業の中へ入れてございます。

それと、下のほうに、失礼しました。前回の計画に乗っていない事業といたしましては、円満地公園の改修事業、それから町道用地の購入事業、真ん中ごろにあります。それと防災行政無線の屋外拡声子局の取りかえ事業、それから水道では配水管の布設がえ事業、市野々地区の導水管の復旧事業、それとクリーンセンターの熱回収施設整備事業、それと消防関連では消防団搬送車購入事業、司令広報車の購入事業、水難救助用潜水車購入事業、救助工作車兼用タンク車購入事業、それと津波避難の困難地域の対策事業、それから右の学校施設改修事業、プール改修事業、それから天満公民館と、那智駅は以前も入っていたかと思うんですけど那智駅の改修事業等を今回ハード事業では上げさせていただきます。ほかの部分につきましては

は、これまでと継続でございます。

過疎計画につきましては以前からやってきたものを今回洗い直しして、新たな事業を追加した。その追加された事業につきましては、シミュレーションで上げさせている事業を追加させていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） やっぱりこんだけの文書を出すのであれば、以前に出したやつをきちんと、22年度ですか、その1回目出したやつにぜひちょっと私に見せていただきたいと思うんですが、まあまあこの間のずっとまとめらしいものは、まとめらしいここに、これまでやってきた経過の中でのやつはない。ただ、これ出すだけのものの資料なんですか。僕はそうじゃないと思うんです。一定の計画性を持って進めていかないかんから。

で、今議員にお渡ししました、僕ここに閉じてます委員会で出された分、こんな詳しいことないですよ、何も、出された分で。そやからね、もうちょっと丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

例えばね、僕思うんですが、これまた一般質問のときでも言いたいと思いますが、この事業の中で子供の命にかかわる大事な、防災とも関連しますが、例えば、勝浦こども認定保育園の移転の問題なんかが入ってないんですよ。これそのままずっと置いておくということですか、あそこで。だからそういうことも含めてね、事業をする場合には、やっぱり議員の皆さんからも委員会があるわけだから、そこできちっと意見を聞いてね、その上で出されるんだったらみんな賛成、ぱっとできますよ。だけどもね、いきなりぼんと出してきてね、事業でこんなにやりますということで、これはあくまで提出だけの資料だと言われたとしても、こういう具体的に事業が書かれていれば、やっぱりこれにみんな目が行きます。これを見た人はやっぱり、こんなふうに書かれてるなという計画が出されているということになるわけですから、そやから、もうちょっと丁寧に対応していきたい。時間のほうも私3回しかありませんのでこれで終わりますけども、これはまた一般質問でこの点は皆さんにきちんと追求をさせていただきたいと思いますが、もうちょっと委員会として委員会のほうへ丁寧に関心の問題について対応していただきたいというふうに思います。ちょっとその辺、最後だけ聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 認定の移転の話とかですね、消防署の移転の話とかも、庁舎の移転の話も、前に議員さんおっしゃられてたかと思うんですけども、この計画につきましては、これから5年間の計画、短期的な計画でございます、その中には、この事業というのは特には入れてございません。それ以降の計画ということで把握しております。

委員会のほうへもう少し丁寧に説明すべきじゃないかということでございますけども、確かにそれも言われるとおりにかと思っております。ただ、私どもとしましては、前回もこのような形で本会議のほうで説明をさせていただきまして御可決いただきましたので、その手順で進めさせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今ちょっと総務課長の言葉の中に、先ほど津本議員から質問があった認定のこども園の建てかえについてはこの5年間で計画してないからここに上げてないというお話だったんですけど、それで同じようにひっかかったのは、この17ページを見てほしいんですけど、消防署についてですね、これ下から6行目のところに消防本部庁舎についても老朽化が著しく津波の浸水域に位置していることから高台移転を進めていくというふうに明確に書いてあるわけですね。逆にこれ書いてあるのに、この実際の18ページのここの(5)の消防施設のところには何も書いてないんですよ。逆にこれ明確に書いてありながら、この計画に、5年間に上がってないというのは、逆に今さっきの答弁から整合性つかんと思うので、これ不思議やなあと思ったんで、これはいかがなんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼しました。生活環境整備の中で消防施設ということで、その消防庁舎についてもということで書かせていただいております。それにつきましては、その対策ということで、この過疎計画の中でどうやって対策をしていくのか、将来的なことも見据えてここでは書かせていただいて、文字としては将来的なことも含めて書かせていただいております。ただし、この5年間で何をやるのかという事業計画につきましては、5年間の計画でございますので、この中へは盛り込んでございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 確認ですけど、今現在はこの18ページのところには上がってないですけど、ここには書いてある以上、ひょっとしたらこの5年間の間に具体的に計画が動き出す、その含みも入れて書いてあるという理解でよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 状況に応じてはそのようなこともあり得ると思います。ただ、今の財政シミュレーション、見直しから見まして非常に厳しいものがございますので、その点も加味して作成をしております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 何点か、まず13ページのこの円満地公園の改修事業、ほんで、観光栈橋の改修事業ですね、これ具体的にどのようなことを考えているのか、もう少し教えていただきたいのと、次、15ページですね、町道用地購入事業と書かれてあるんです。これ拡幅のためのことで考えられているのか、それとも新規に町道ということで考えられているのかということ、ほんでもう一点、何ページか忘れちゃったけど、26ページですね、この那智駅の道の駅の改修事業ですね、今現在やっている改修事業以外にどのようなことを考えられているのか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過疎計画の中に入っている事業のことです。

円満地公園につきましては、この計画書に上がっている計画の中では28年から29年の間に散策道の整備、それからトイレの整備ということで、これにつきましても計画上は上がっておりますけれども、まだ事業採択は予算の作成時ということでございます。ただ、計画上はそのようなことで上がっております。桜公園までの散策道、トイレの整備を行い、来場者が楽しめるような施設にしたいということで計画をしています。

観光栈橋の改修事業でございます。これにつきましては、実施年度予定でございますが、29年から31年ということで、老朽化が進んでいる観光栈橋を新設し、観光客や地元住民が安全・安心、快適に利用できる施設として整備するというので、1年目は詳細設計、2年目はくいの工事、3年目に新設ということで計画上は上がっております。29年から31年ということでございますが、これについても事業採択につきましては予算を作成したときになります。

それから町道用地購入の関係でございますけれども、那智勝浦道路の工事用道路を用地買収して町道として整備したいということで、これも案でございます。湯川、桜ヶ丘、二河、橋ノ川ということで考えてございます。実施年度は28、29を考えてございます。

道の駅については、今現在行っている改修ではなしに、これから将来ということで上げております。今ちょっとこれ、書類のほう見当たらないんですが、項目としてそのような形で上げております。今やっている改修工事ではございません。28年度以降、将来的に道の駅につきましても改修が必要になる可能性がありますので、この5年間の中で事業として、項目として計画させていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） まず、円満地のやつは散策路と、ほんでこのトイレの改修というのは、今現在ある駐車場のところ辺にあるトイレの改修事業ですよ。あそこのトイレを改修するというですよ。

そしてもう一つ、道路用地の拡幅は自動車道路の工事用道路でしたね。

ほんでもう一つ、道の駅なんですけど、新たに考えているこの事業っていうのをどのように事業を考えたかというのを具体的にというか、どのような事業を考えたかっちゃうのを知りたかったんですけどね、今全然資料っちゃうのはないんですよ。わからないんですよ。

まず、そのトイレの改修からお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 円満地公園の関係でございますが、場所といたしましては、管理棟から川を渡りまして左側に行ったところに桜公園というのが川向かいにあるんです。そこへ行く道が現在がたがたで、かなり危ない状態でございます。できればあそこを整備していただいて、そして公園、桜公園のほうに新たに小さなトイレを設置するというような事業でござ

います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 15ページの町道用地購入事業につきましては、先ほど総務課長からの答弁もありましたとおり、那智勝浦新宮道路に伴います工事用道路、これが3路線ございまして、湯川地区、二河地区、橋ノ川地区、これを将来町道として認定するための用地買収費でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 道の駅の関係の事業でございますけども、今具体的に計画、こういうことをしようということではございませんけども、当然今の道の駅の状況を見てみますと改修が必要になってまいります。ペンキ等もありますし、屋根の部分もかなり腐食しております。それと、これからの道の駅のことを考えていきますと、指定管理という方法も十分考えられますし、そのときにはある程度の改修も必要になってこようかと考えてございます。そのために一応計画として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

10番津本君。反対討論ですね。

○10番（津本・光君） 今の質問の疑義の中でわかりましたように、具体的になる部分はやっぱり具体的になってるんです。だから、僕はこの計画の立て方に問題があるというふうに指摘をせざるを得ないんです。

なぜかといいますと、やっぱりこの間のいろんな問題で、起こったときに委員会軽視というようなものがあると思います。だから委員会が計画的に開かれていかない、この議会のと きだけに開かれてしまって、わずかな時間の中でやられるんです。だから審議は進まない。いろんなことがあったとしても、その問題がなかなか解決されていかない。こういうことの中で、この問題、これ先ほどしたやつ、こんな資料どこでも出てないですよ。そやからこれだけの計画を立てやるのであれば、きちんと委員会に対して皆さんで論議をして、そしたらここでみんなですムーズに僕は移行できると思うんですよ。そういうきちんとみんな意見を持ち寄って、そのために議会もあるわけだから、委員会もあるわけですから、そこをきちんと活用していただ

きたいというふうに思います。

それで、読ませていただきましてね、この過去5年間の間でどういう取り組みをしたんか、具体的に書かれて、その結果どうやったかというふうな検証というのがこの中には、まずないんですね。さっぱりどういうことをやられて、ここにはやったことの中身は書いてますが、その点でどうだったのかというようなことが書かれてない。財政上どういうふうになってきたのか。

一方で、財政は健全や、健全やという説明をされるんですよ。で、一方で財政が厳しい、一方では再建団体に転落するとまでと言うんですよ、答弁の中で。そのことの中で具体的に、そしたらそういうときに、具体的に練っていかないかんですよ。それがこの間、やっぱりないんです。だから、過疎対策の成果と課題、現在の課題等の部分を読みましたんですが、結局何ができて何ができなかったか、もう一つこれが、だから今回これが必要なんだということがなくて、ただ文書だけ出せばええというような感じも、文言だとしたらこれはやはり僕は問題だと思えます。

なぜかといいますと、先ほど言いましたように、認定保育園の、こども園ですか、ああいっただころの移転の問題も含めて考えていかないけないと思います。特に若者、子育て支援の問題で言うたら、前に給食センターの問題では、やはりアンケートをとりますという話までいってるわけやから、そしたら、ここの中に学校給食の問題があるのかというたら、そういうことはほとんどない。だから、思いつきで出されとるようにしか考えられないんです。

そういう意味で、私はこの成果と課題が見えてこないという内容については、やはり納得いきません。特に高齢者の問題のところでも、最初の文も、これ3ページのところへ22年の高齢者比率を書いてあるんですよ。そしたらね、次何ページですか、高齢者の問題のところ、19ページです。ここでは今年度の38.2%と出てるんです。そしたら、ここに、最初に書いとけばええでしょう。これが課題なんだから。そこのところでは数字が低くなって、片一方では数字が高くなっている。これごまかしじゃないですか、簡単に言うたら。だから、このところできちんと精査をして、課題としてこういうことがあるんだよ、だから高齢者対策が必要なんだよというところが出てくると思うんですが、そういった方向性は、こういうことの中でも見えてこないんです。

だから、私はこのIターンの問題らもいろんなことも含めて、抽象的な言葉では書かれているけれども、具体的な対策が見えてこない。そういうことの中では、これについて納得いくわけにはいかん。

そして、2つ目ですが、この中に第9次那智勝浦町長期総合計画の方向性を踏まえた上で、こうあるんです。そしたら、この第9次那智勝浦町長期総合計画出てますか。私見てないです。だから、出てないことを当てにしてやる文章、計画なんかおかしいですよ。やはり長期総合計画が出てきて、その中で過疎債としてこれが必要なんだと、だからこんだけの財源が必要なんだからということが、あくまでやっぱり計画だと思うんですよ。そのためのきちんとした論議をしていかないと、これからも大変な財政計画で大変だと、町長自身が言うてるわけで

すから。赤字再建団体になるかもわからないと、そういうこともこの中、答弁で言うてるんです。そのことを考えたときには、きちんとやっぱり財政計画を立てながらやっていかないと、ただ単に財政出しますよということだけで済む問題では、私はないと思うんです。

そして、その中でやっぱり年次計画を組み立てていく。そういったことが必要だと思います。特に高齢者の問題や、それから若者支援の問題、子育て支援の問題、こういったことが具体的にはないです。さっき言った子育て支援で一番大きいのは中学校給食の問題、こういった予算も組まれてない。そういうことの中で、これではい認めなさい。認めるわけに僕はいかないと思います。したがって、この議案については反対をしたいと思います。

中にはもちろんいいものもあるんですよ。いいものもあるんですよ。だけど、総体としてそういうことがきちんと明記をされてない。そして、先ほど言いましたように、委員会への提案など、そういったことが一切、これが資料が出されてないということ自身もやっぱり委員会軽視だというふうに思いますので、今後決してそういうことがないようにぜひやっていただきたいということを私の発言としまして、反対とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔1番荒尾典男君「議長、動議」と呼ぶ〕

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この件に関しては、今言われている話をいろいろ議論してますけど、委員会付託したらどうですか。

○議長（中岩和子君） ちょっと休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時06分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 先ほどの動議の取り消しをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） お諮りします。

ただいまの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、荒尾君の発言取り消しの申し出を許可することを決定しました。

原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（中岩和子君） 日程第11、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから日程第13、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

今回お願いいたしております岡本美智子氏につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますが、再び推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

同氏は、那智勝浦町民生児童委員協議会会長及び那智勝浦町社会福祉協議会副会長として福祉活動に貢献、また、地域の地域活動に貢献され地区住民の人望も厚く、その誠実な人柄から平成25年4月から人権擁護委員を務められており、子供から高齢者まで幅広く相談業務に対処され、地区の人権擁護委員として今後も今まで以上に御活躍いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成28年7月1日から3カ年となる予定でございます。今回任期満了日が平成28年3月31日、委嘱発令が平成28年7月1日付となり3カ月間のずれが生じます。人権擁護委員の委嘱発令日につきましては、平成26年12月25日付和歌山地方法務局長通知により、平成28年1月1日から原則として1月と7月の各1日付の年2回となりました。3月31日及び9月30日に任期が満了となる委員につきましては、人権擁護委員法第9条ただし書きである任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間その職務を行うに基づき、委員の任期が3カ月延長されることとなります。

続いて、諮問第2号について御説明申し上げます。

住所、那智勝浦町大字勝浦341番地。氏名、梶信隆。生年月日、昭和40年2月5日。

今回お願いいたしております梶信隆氏につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますが、再び推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

同氏は、平成5年3月、大学院修了後、正念寺代表役員に就任、また、地元地区の役員及び人権相談員を務められ、平成25年4月から人権擁護委員を務められております。今後も今まで以上に御活躍いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成28年7月1日から3カ年となる予定でございます。

続きまして、諮問第3号について御説明申し上げます。

住所、那智勝浦町大字宇久井416番地。氏名、東祐毅。生年月日、昭和28年11月24日。

今回お願いいたしております東祐毅氏につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますが、再び推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

同氏は、大学卒業後、昭和52年に家業を継承、地元宇久井地区の地域活動に貢献、地区住民の人望も厚く、消防団分団長及び宇久井駐在所連絡協議会会長を務められ、また、平成25年4月からは人権擁護委員を務められております。今後も今まで以上に御活躍いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成28年7月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 諮問第1号から諮問第3号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

事務局から答申案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔答申案配付〕

○議長（中岩和子君） 諮問第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。

諮問第1号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。

諮問第2号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

諮問第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。

諮問第3号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 請願、陳情の委員会付託について

○議長（中岩和子君） 日程第14、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔陳情文書表及び陳情書朗読〕

○議長（中岩和子君） ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号27年4については建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時43分 散会